

大阪高裁 昭和六一年（行コ）第四一号、六二・五・二八判決  
(判 決)

控訴人	千代田工業株式会社
被控訴人	大阪府地方労働委員会
被控訴人補助参加人	全日本港湾労働組合関西地方本部

(主 文)

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

(事 実)

第一 申立

(控訴人)

- 一 原判決を取り消す。
- 二 被控訴人が大阪府地方労働委員会昭和六〇年(不)第二号千代田工業不当労働行為救済命令審査事件について昭和六〇年五月二八日付でした命令を取り消す。
- 三 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

(被控訴人及び同補助参加人)

主文と同旨

第二 主張

次のとおり付加、訂正するほか原判決の事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

- 一 原判決五枚目表一行目の「労働組合」の前に「個々の労働者としては自己の直接の雇主に対してのみ利益を主張できるに過ぎないのに、団体行動では自己の直接の雇主以外の者に対して右主張をすることが許容されることになって、一種の労働者特権を認めることに繋がるし、また、」を加え、同一〇行目の「原告会社の」を「控訴会社を雇主としてそこから賃金の支払を受けて生活する」に改める。
- 二 同六枚目裏六行目の「団体では」の次に「なく、同組合と控訴会社従業員との間には組織の一体的同一性が」を加える。
- 三 同七枚目表一行目の「わけでは」の次に「なく、関西地区港湾労働者として同労働者が結成する参加人組合に加入し、同労働者として行動しているに過ぎ」を加える。
- 四 同八枚目裏七行目の「おそれもある」の次に「の」を加える。
- 五 同九枚目表九行目の「労働委員会」の前に「使用者の自由を不当に制約するものであって、」を加える。

第三 証拠関係

原審訴訟記録中の証拠目録記載のとおりであるから、これを引用する。

(理由)

- 一 当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する本訴請求は理由がないものとして棄却すべきものと判断するが、その理由は次のとおり付加、訂正するほか原判決理由説示のとおりであるから、これを引用する。
  - 1 原判決一七目表五行目の「労働組合」の次に「の地方組織」を加える。

2 同一八枚目裏一一行目の「あって」を「あり、また、右権利を認めることが、直ちに、所論のように労働者特権を認めるとか、労働組合が社会運動の組織として行動することを助勢するなどの不当な結果を招来するものとは云えないから」に改める。

3 同二二枚目裏三行目の「いうべきで」の次に「あり、右権限の行使により反面において使用者の自由が制約されることとなっても、そのことから右権限の行使が裁量の範囲を逸脱しているものとはいえないことは明らかで」を加える。

二 そうすると、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第九五条、第八九条、第九四条を適用して主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第六民事部